

ゆたか



庄内神楽(演目:大蛇退治)

No.155

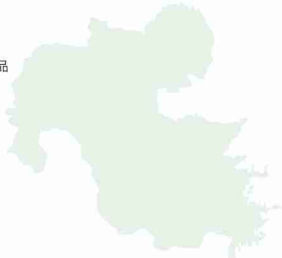
2016.5.13



E-mail ho-oita@orion.ocn.ne.jp
URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>

CONTENTS

- 01 国税だより
- 05 県税だより
- 07 法人会の活動
- 12 税の絵はがき優秀作品
- 22 これからの行事
- 23 新会員ご紹介



理 念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

行 動 規 範

「税のオピニオンリーダーとしての責務」

- 法人会は、税に対する第一人者として、租税の理解に努めます
- 法人会は、企業とりわけ中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について調査研究を行い、提言します
- 法人会は、税に関する研修会等を通じ、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙を図ります

「企業の発展を支援するものとしての責務」

- 法人会は、研修活動・情報提供を通じて、企業の健全な発展を支援します
- 法人会は、会員相互の交流・情報交換を促進して、企業価値の向上を支援します
- 法人会は、税制提言等の活動を通じて、企業の事業継続を支援します

「地域の振興に寄与するものとしての責務」

- 法人会は、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与します
- 法人会は、地域の未来を担う人材の育成を支援します
- 法人会は、税制提言等の活動を通じて、地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献します

「法人会会員としての責務」

- 法人会会員は、税や経営の研修、地域企業との交流を通じて自己研鑽を図り、企業価値の向上に努めます
- 法人会会員は、企業経営者としての責務を自覚し、納税面や雇用面で国や地域に貢献できるよう努めます
- 法人会会員は、地域社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動等法人会の活動に積極的に参画します

国 税 だ よ り

平成29年4月1日～消費税の軽減税率制度が導入されます 平成28年4月国 税 庁

軽減税率制度のポイント

軽減税率制度の導入時期	平成29年4月1日（消費税率の引上げと同時に）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注1) 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注1) 1.76%） （注）地方消費税率の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 ・ 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等 ^(注1) 」の保存 ^(注2) ですが、軽減税率制度導入後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 ^(注2) の保存が要件となります。 （注1）「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 （注2）「区分記載請求書等」といいます。なお、平成33年4月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります。
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・ 区分経理が困難な事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

～飲食品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方

- ・ 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり例）飲食品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- ・ 軽減税率対象品目の仕入れのみあり例）会議費や交際費として飲食品を購入する場合等

- ① 発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- ② 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
- ③ 申告時の税額計算
※仕入れのみの場合は②と③

- 1 軽減税率の対象となる品目
- 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
- 3 税額計算の特例をご覧ください。

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 1 軽減税率の対象となる品目
- 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲 食 料 品

飲食品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

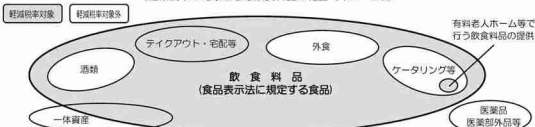
[詳細は次ページ](#)

新 聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

（軽減税率の対象となる飲食物品の範囲（イメージ））



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食物品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価格が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成29年4月～平成33年3月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。
免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

免税事業者・免税事業者の方

レジの購入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	請求書等への記載事項	帳簿への記載事項
平成29年3月31日まで 【現行制度】	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称 （上記に加え）	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引内容・対価の額 （上記に加え）
平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで 【区分記載請求書等保存方式】	① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能	軽減税率の対象品目である旨 （上記に加え）

（注）1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

（区分記載請求書等の記載例）

請求書	
平成29年11月分	87,200円（税込）
11/1 牛肉	5,400円
11/3 小麦粉	2,160円
11/27 しょうゆ	3,240円
11/30 ビール	6,600円
合計	87,200円
	（70%対象 44,000円）
	（8%対象 43,200円）

△△課
「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載（参考）

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

(注) 特例の適用期間は、中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下）と中小事業者以外の事業者で異なります。

売上税額の計算特例 売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者	② ①以外の事業者	③ ①・②の計算が困難な事業者(注)
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 小売等軽減仕入割合 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額}}$ </div>	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 軽減売上割合 $\frac{\text{通常の連結する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連結する10営業日の売上総額}}$ </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 (注) 主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象
適用対象	<p>中小事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p> <p>中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで</p>		

仕入税額の計算特例 仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者	② ①以外の事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 小売等軽減売上割合 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額}}$ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小事業者 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に簡易課税選択届出書を提出し、同制度を適用可能 (参考) 原則はその課税期間の開始前に届出書の提出が必要 ○ 中小事業者以外の事業者 簡易課税制度に準じた方法で仕入税額を計算可能 そのための届出書は、当該計算を行うとする課税期間中に提出が必要 (参考) 適用を受けようとする課税期間ごとに提出が必要
適用対象	<p>中小事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p> <p>中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで</p>	<p>中小事業者：以下の課税期間に適用可能 平成29年4月1日から、平成30年3月31日までの日の属する課税期間 ※ 届出書は平成29年1月1日から提出可能</p> <p>中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで ※ 届出書は平成29年1月1日から提出可能</p>

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成33年4月1日～）

平成33年4月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、**課税事業者・免税事業者の存**
 「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）
 （注）申請受付は、平成31年4月4からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額的一定割合を仕入税額として控除できます。

期 間	割 合
平成33年4月1日から平成36年3月31日まで	仕入税額相当額の80%
平成36年4月1日から平成39年3月31日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しく知りたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「#又は3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)
 ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせ下さい。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
 ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

県税だより

大分県からのお知らせ

5月31日(火)は自動車税の納期限です

==== 納税は期限内に！ =====

【大分県は、税の滞納の未然防止に全力で取り組んでいます】



～自動車税とは～

車検証に記載されている4月1日現在の「所有者」の方に課税される税金です。
(自動車を購入し、所有権が留保されている場合は、「使用者」の方に課税されます。)

～自動車税納期内納付キャンペーン～

県内の各県税事務所では、平成28年4月25日から5月31日までの間、税の滞納の未然防止という視点から、街頭啓発活動や企業訪問などの啓発活動を行います。職員が出向いた際には、この趣旨をご理解いただき啓発用ポスターの掲示を含めご協力いただきますようお願いいたします。

自動車税はお近くの金融機関や郵便局、コンビニエンスストア
または県税事務所の窓口で納付できます
「大分県自動車税クレジット納税サイト」からも
納付できるようになりました

～口座振替も便利です～

自動車税の口座振替納税を、ゆうちょ銀行を除く県内の各金融機関において実施しています。口座振替を利用されると、窓口で納税する手間が省けるため大変便利です。

※今年度の納税は納税通知書による方法をお願いします。次年度からの自動車税が対象となります。詳しくは、最寄りの下記県税事務所までお問い合わせください。



滞納すると・・・

- 延滞金が増加されます(平成28年は年率9.1%の割合)
- 差押え等の滞納処分を受けることとなります

(納期限までに税金が完納されない場合、督促状を交付します。その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日(11日目)までに完納されない場合、滞納者の財産調査を行い、預貯金、給料、自動車等の差押えを行います。)

自動車税のお問い合わせは、最寄りの県税事務所までご相談ください

別府県税事務所	TEL 0977-67-8211	豊後大野県税事務所	TEL 0974-22-7501
大分県税事務所	TEL 097-506-5771	日田県税事務所	TEL 0973-22-4175
自動車税管理室	TEL 097-552-1122	中津県税事務所	TEL 0979-22-2920
佐伯県税事務所	TEL 0972-22-3021		

この広告に関することは、大分県総務部税務課(℡097-506-2382)までお問い合わせください。
県税に関する情報は(くらしと県税)ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/zei/>

平成二十八年経済センサス・活動調査を実施します

～日本経済の未来は、あなたの調査票から～

●平成二十八年六月に実施する経済センサス・活動調査は、全国すべての事業所・企業を対象に、全産業分野について売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査です。

●調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。

●支社などがない事業所には、調査員が直接伺い、調査票をお配りします。

●支社などがある企業等には、国が本社などに傘下の支社分の調査票をまとめて郵送します。

●調査票は平成二十八年五月末までにお届けします。
ぜひ、インターネットでご回答ください。

◆調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答を
よろしく願います。

ビルくんとケイちゃん



経済センサスキャラクター

総務省・経済産業省・大分県・市町村

経済センサス-活動調査については、キャンペーンサイトをご覧ください。

平成28年
6月1日

経済センサス2016

検索

<http://www.e-census2016.stat.go.jp/>

法人会の活動

租税教室

（公社）大分法人会は、税知識の普及を目的に、毎年、小学6年生を対象とした出前事業「租税教室」に取り組んでいる。

本年度、青年部会（部会長坂元宏行）は、金池小学校と判田小学校で8クラスを担当した。講師は、児童に少しでも理解してもらおうと租税教室委員会での事前研修会を開催し、取り組んだ。

また、女性部会（部会長佐藤利子）は、野津原西部小学校、阿南小学校、森岡小学校の3校3クラスを担当した。



▲ 金池小学校



▲ 判田小学校



▲ 野津原西部小学校



▲ 阿南小学校



▲ 森岡小学校



▲ 小学生に人気の1億円

新設法人説明会

2月26日（金）、（公社）大分法人会（会長矢野利幸）は、大分税務署の八木明夫法人課税第1部門統括官を講師に招き、大分県労働福祉会館「ソレイユ」にて新規に設立した法人を対象に説明会を開催した。

当日は全国法人会総連合が作成した「新設法人のための会社の税金ガイドブック」「会社の決算・申告の実務」を使用した。今回は6社の参加があり、その中で2社に法人会に入会していただいた。



▲ 講師の八木明夫統括官



▲ 会場の様子

大人のための租税教室

3月22日（火）、（公社）大分法人会青年部会（部会長坂元宏行）は、「大人のための租税教室」というテーマでの研修会を開催した。

当日は、大分税務署から八木明夫法人課税第1部門統括官を講師に招き大分県労働福祉会館「ソレイユ」にて実施した。研修会は、クイズも取り入れられたもので楽しく学べる1時間半であった。



▲ 会場の様子

あなたもクイズで税知識を蓄えましょう

- 問1 相続税も確定申告期間中に行う？
- 問2 人間ドックの費用も医療費控除の対象となる場合がある？
- 問3 ふるさと納税は自動的に住民税が軽減される？

※解答はP22参照

経営税務セミナー

2月23日（火）、（公社）大分法人会青年部会（部会長坂元宏行）は、労働福祉会館「ソレイユ」において、経営面で切っても切り離せない「銀行取引」についての研修会を開催した。

銀行から見た「良い会社」、「良い経営者」とはどのようなことかについて大分商工会議所中小企業相談部専門指導課の穴井壮志課長を講師に招き1時間半の研修会を実施した。



▲ 講義中の穴井壮志講師



▲ 研修会場の様子

辺 真一氏公開講演会

1月16日（土）、（公社）大分法人会中央ブロック（ブロック長佐藤俊治）は、トキハ会館において、コリアレポート編集長の辺真一氏を講師に招き、公開講演会を開催した。

当日は、慰安婦問題に関する日韓合意や北朝鮮のミサイル問題、また中国の南沙諸島問題等々、日本を取り巻く諸国との様々な問題について講演が行われた。

当日は、180名を超える参加があり、市民・県民の近隣諸国に対する関心度が高いことが窺われた。



▲ 講演中の辺真一講師



▲ 講演会場の様子

税に関する絵はがきコンクール表彰式

3月19日（土）、（公社）大分法人会女性部会（部会長佐藤利子）は、平成27年度の税の絵はがきコンクールの入賞者に対する表彰式を開催した。

当日は、入賞者のほかご家族、学校の先生などが式に参列。外部審査員の佐藤和子先生の講評を受けながら終始和やかな雰囲気の中で式が進行した。

大分県法人会連合会（以下「県連」という）の入賞者には、県連表彰状・副賞とともに応募した作品のコピーをラミネートしたものが県連女性部会連絡協議会会長（会長柴田文子）から、また、大分法人会の入賞者には女性部会長（部会長佐藤利子）から同様に渡された。終了時には、受賞者の集合写真を渡した。

なお、作品については、書写コンクール入賞作品と併せて、コンパルホールの4階子どもギャラリーに4月18日から5月2日までの2週間展示を行った。



▲ 平成27年度絵はがきコンクール入賞者集合写真



▲ 講評中の佐藤和子氏



▲ 会場の様子



▲ 会場の様子



▲ 会場の様子

絵ハガキコンクールの入賞者は次のとおり。（敬称略・各賞50音順で掲載）

（一社）大分県法人会連合会入賞者

- 会長賞（1名） 藤本清那（桃園小）
優秀賞（2名） 上木雅晃（桃園小）、黒原未来（滝尾小）
奨励賞（2名） 吉坂瀬菜琉（滝尾小）、脇徳香（明野東小）

（公社）大分法人会入賞者

- 会長賞（5名） 片伯部美咲（植田小）、釘宮みずな（植田小）、坂井優太（滝尾小）
田中未莉（明野東小）、福田桃寧（滝尾小）
優秀賞（15名） 大塚駿（荏隈小）、尾崎こころ（桃園小）、川野柚歌（植田小）
川邊里咲（植田小）、河村茉菜（桃園小）、坂本一真（桃園小）
田部真那斗（植田小）、中村一花（滝尾小）、西村虹海（桃園小）
二宮もえ（湯平小）、林凌平（滝尾小）、原田隼希（滝尾小）
兵藤菜海（舞鶴小）、牧詩音（桃園小）、吉弘成秀（滝尾小）
奨励賞（20名） 青木大輔（荏隈小）、井上秀都（滝尾小）、岩尾健太（滝尾小）
小野夢空（湯平小）、加来達人（明野東小）、梶原希実（桃園小）
釘宮理沙（高田小）、古賀和希（舞鶴小）、後藤菜羽（明野東小）
佐志原碧（滝尾小）、佐志原悠（滝尾小）、清家陸（桃園小）
惣野七実（荏隈小）、曾根田彩実（滝尾小）、田島野乃子（滝尾小）
梶田晴颯（滝尾小）、長谷部希実（滝尾小）、松原正樹（植田小）
村上快成（滝尾小）、吉村朱苑（桃園小）

以上45名の皆さんです。入賞おめでとうございます。

お 知 ら せ

（公社）大分法人会では、28年度も小学6年生を対象として夏休み期間に「税に関する書写コンクール」を、また、冬休み期間に「税に関する絵はがきコンクール」の取り組みを行います。

コンクールへの参加お待ちしております。

関係者の皆さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

税の絵はがきコンクール

大分県法人会連合会
女性部会連絡協議会 会長 賞



桃園小学校
藤本清那さん

大分県法人会連合会
女性部会連絡協議会 優秀賞



桃園小学校
上木雅晃さん



滝尾小学校
黒原未来さん

大分県法人会連合会
女性部会連絡協議会 奨励賞



滝尾小学校
吉坂瀬菜瑠さん



明野東小学校
脇 穂香さん

大分法人会 女性部会 会長賞



明野東小学校
田中未莉さん



稲田小学校
片伯部美味さん



稲田小学校
釘宮みず存さん



滝尾小学校
坂井優太さん



滝尾小学校
福田桃季さん

表彰者 (平成 27 年度)



大分法人会 女性部会 優秀賞



荏隈小学校
大塚 駿さん



稲田小学校
川野 柚歌さん



稲田小学校
川邊里咲さん



桃園小学校
坂本一真さん



桃園小学校
尾崎こころさん



桃園小学校
河村 菜葉さん



湯平小学校
二宮もえさん



稲田小学校
田部真那斗さん



滝尾小学校
中村一花さん



桃園小学校
西村虹海さん



舞鶴小学校
兵藤菜海さん



桃園小学校
牧 詩音さん



滝尾小学校
林 凌平さん



滝尾小学校
原田隼希さん



滝尾小学校
吉弘成秀さん

🌸 多数ご応募いただきありがとうございました。🌸

西ブロック研修交流会

2月16日（火）、湯布院支部（支部長浦田廣）、庄内支部（支部長後藤福徳）、野津原支部（支部長大久保利美）、扶間支部（支部長齋藤治雄）合同で研修・交流会をゆふいんホテル秀峰館で開催した。研修会は、憫まるひでの小野秀幸社長が「ゆふいんで感じること」をテーマに講演を行った。小野氏は、「利益は最小限でよい、お客さんに満足してもらい継続できることが優先。」と経営における心がけを話し、「先輩諸氏が築き上げた『湯布院』ブランドを使わせてもらっている。大変ありがたいと思っている」と締めくくった。



▲ 講師の小野秀幸氏



▲ 会場の様子

鶴崎支部研修会

3月24日（木）、鶴崎支部（支部長福本祐二）は、トキハ会館においてコミュニケーションオフィスtazの石本田鶴子代表を講師に招き「リーダーのコミュニケーション」をテーマに研修会を開催した。

パワーポイントを使用している研修で分かりやすい内容で「もっと聞きたい」との声もある研修会であった。



▲ 講師の石本田鶴子氏



▲ 会場の様子

植田・賀来支部合同視察研修

2月18日(木)、(公社)大分法人会植田支部(支部長門脇勝志)と賀来支部(支部長藤田文廣)は、延岡方面へ視察研修を開催し、21名の参加があった。

延岡市にある内藤記念館の展示室には貴重な城山の鐘や能・狂言の面、遺跡から出土した石器、陶磁器等の見学を行った。

その後、千徳酒造に於いて、酒蔵で日本酒が出来るまでの行程の説明を聞き、場内の見学を行った。

続いて、旭化成工場展示センターを訪れた。展示センターでは旭化成グループの歴史、製品の説明があり、実際、たくさんの製品が展示されていた。

「サララップ」や、住宅の基礎や構造資材、医薬品、血液透析のろ過器、繊維など、私たちの身近で必要とする、あらゆる分野において研究開発し製品化されていると感じた。

バスの中では、門脇植田支部長と佐藤植田副支部長からの「税金クイズ」「頭の体操クイズ」で盛り上がった。



▲ 千徳酒造にて



▲ 旭化成展示センター見学

ホームページを活用しましょう！

税についての「取扱い」や「よくある質問」等について調べる場合には、

国税庁ホームページを活用しましょう。

<http://www.nta.go.jp/>

税制改正等について調べる場合には、

財務省ホームページを活用しましょう。

<http://www.mof.go.jp/>



南ブロック合同研修会

2月25日(木)、植田支部(支部長門脇勝志)、賀来支部(支部長藤田文廣)、大南支部(支部長後藤謙治)、豊府支部(支部長利根三喜生)、東植田支部(支部長田口芳信)、南大分支部(支部長宮崎教生)・城南支部(支部長柴田雅信)は、社会保険労務士井上雄一氏を講師に、「マイナンバー制度の注意点、メリット・デメリット」というテーマで南ブロック合同の研修会を開催した。

従業員や取引先のマイナンバーの扱い方や注意点を具体的にわかりやすい研修内容であった。

44名の参加者があった。



▲ 講師の井上雄一氏



▲ 研修会の様子

大在・坂ノ市・佐賀関三支部合同研修会

3月10日(木)、大在支部(支部長小野秀幸)、坂ノ市支部(支部長佐藤勲八)、佐賀関支部(支部長上野輝芳)の三支部は合同で研修会を開催した。

昨年から従業員50名以上の企業に義務付けられたストレスチェック制度について、小規模事業者には強制力はないものの、「明るく風通しの良い職場」を目指すために地域企業に呼び掛けを行い開催した。

当日は、大分産業保健総合支援センターから講師としてメンタルヘルス対策推進員の吉良一樹氏の派遣を受けて開催した。



▲ 講師の吉良一樹氏



▲ 会場の様子

中島支部研修会

3月15日（火）、中島支部（支部長原田和明）は、大分まちなか倶楽部の事業統括部長（当時）の牧昭市氏を講師に招き、「今後のまちづくりと街の経営スキーム構築」をテーマとした研修会を開催した。研修会はプロジェクターを使用し、統計に基づいた内容で中心部の商業ビルの空き状況や行政が目指している街づくりなどについて学習した。



▲ 講師の牧昭市氏



▲ 会場の様子

中央東支部・中央西支部・長浜支部合同研修会

3月17日（木）、中央東支部（支部長牧通）、中央西支部（支部長小橋雅治）、長浜支部（支部長大久保修身）は3支部合同の税法研修会をトキハ会館で開催した。

当日は、大分税務署の八木明夫法人課税第1部門統括官を講師に招き、リバースチャージなど平成27年度改正の消費税についての研修会を行った。



▲ 講師の八木明夫統括官



▲ 会場の様子

金池支部で研修会

3月18日（金）、金池支部（支部長岡部晋治）は、従業員50名以上の企業に義務付けられたストレスチェック制度についての研修会を開催した。

当日は、講師に大分産業保健総合支援センターからメンタルヘルス対策推進員の吉良一樹氏の派遣を受けて開催した。



▲ 講師の吉良一樹氏



▲ 会場の様子

西大分支部研修旅行

3月22日（火）、（公社）大分法人会西大分支部（支部長早瀬康信）は、宮崎市方面へ花や庭園を見学する研修旅行を開催し、35名の参加者があった。

宮崎市にある庭園デザイナーのロビンソンウィリアム氏デザインの英国式庭園やフローランテ宮崎を訪れ、たくさんの種類の花や植物に感動しながら、しきりにカメラのシャッターを押す参加者の姿があった。

現在、西大分支部方面では、花や緑でいっぱいのまちづくりに力を入れており、参加者は熱心に現地ガイドの話に耳を傾けていた。

帰りは道の駅北川はゆまで買い物を楽しんだ。この日は一日天気にも恵まれ絶好の研修日和となった。



▲ 参加者フローランテ宮崎にて



▲ 散策の様子

婚活イベント

(公社)大分法人会青年部会(部会長坂元宏行)は、1月28日第16回婚活イベント、2月27日第17回婚活イベントをレンプラントホテル大分で開催した。

第16回目は、司会に平林久枝アナウンサーを迎え、男女各27名で実施。1対1のプロフィールトークから始まり、その後スタッフが考案した少し体を動かすゲームをしたり、ランダムに男女ペアになりゲームを行い会場は笑いにつつまれた。和やかな雰囲気のなか、10組のカップルが誕生した。



▲ ゲームで盛り上がる会場の様子



▲ 司会の平林久枝アナウンサーと
青年部会公益委員会スタッフ

第17回目のイベントは司会に野良レンジャーの2人を迎え、男女各30名で行った。前回と同様に積極的にゲームを取り入れた結果、盛り上がり、今回は7組のカップルが誕生した。イベント終了後のアンケートを参考に、参加者がより有意義な時間を過ごせるよう試行錯誤しながらいろんな企画を考案中である。



▲ 司会の野良レンジャーと
公益委員会委員長 向井政勝氏



▲ プロフィールトークの様子

県主催事業へ参加、講師をつとめる

2月3日（水）、（公社）大分法人会青年部会（部長坂元宏行）は、ホルトホールで開催された「大分県婚活支援者等ネットワーク情報交換会」に参加した。大分県全体の人口減少に歯止めをかける事を目的に実施されたもので、大分法人会が社会貢献事業として取組みを行っている「婚活事業」について、向井政勝公益委員長がパワーポイントを使用して事例発表を行った。



▲ 発表者の向井公益委員長



▲ 公益委員からの参加者

べつだいウォークへ参加

2月7日（日）、（公社）大分法人会青年部会（部長坂元宏行）は、県連の事業として「べつだいウォーク」のイベント会場にブースをだして3年目の今年、大分法人会青年部会組織委員会が主管となり、児童を対象に税金クイズを行い参加賞として法人会グッズを配布。また、一角に一億円体験コーナーを設け、本物のようなレプリカにたくさんの人が足を止め一億円の重さを体験した。イータ君やけんた君の着ぐるみも登場し子どもたちに大人気であった。



▲ 税金クイズの様子



▲ 一億円体験コーナー

南九連女連協 第10回女性の集いin鹿児島

2月10日(水)、鹿児島市・城山観光ホテルに於いて、南九州法人会女性部会連絡協議会(会長林美智子)「第10回女性の集い」が開催され、当部会から8名が参加した。

「第1部研修会」にて尚古集成館館長・田村省三氏による「新しい世界遺産とかごしま」の講演会が開催された。「第2部円卓会議」では4県連34単位の会員が15卓に分かれて、税に関する絵はがきコンクールや社会貢献活動について積極的な意見交換を行った。

交流会の余興では、豊後大野法人会有志による「スコップ三味線」に合わせ大分県下参加者が手拍子・踊りを披露すると、他県参加者も飛び入り参加する等、大いに盛り上がった。



▲ 円卓会議



▲ 豊後大野法人会による「スコップ三味線」

南九連青連協 第17回青年の集い始良伊佐大会

2月5日(金)、霧島市のホテル京セラに於いて、南九州法人会青年部会連絡協議会(会長新堀純子)「第17回青年の集い」が開催され、部会員等、総勢約200名の出席があり、当部会から10名が参加した。

初めに、三橋貴明氏による、テーマ「日本経済の未来」の公開講演会が開催された。引き続き各単体会が取り組みを行っている租税教室について、各県代表の事例発表が行われた。大分県からは、白杵津久見法人会が事例発表を行った。9月8日旭川で開催される全国大会への代表には、鹿屋肝属法人会が選ばれた。なお、次回(29年2月開催予定)は大分県(主管(公社)大分法人会青年部会)で開催される。



▲ 公開講演会講師の三橋貴明氏



▲ 大分開催への参加をアピール

これからの行事

日付	行事名	内 容
6月10日	公開講演会	6月10日、総会開催時の記念講演会を公開で開催します。 講師 税理士 飯田 真弓 氏 演題 税務署は見ている！ ～正しい申告と納税のススメ～ 時間 13:30～14:30 会場 レンプラントホテル大分
10月9日(仮)	おおざいワッショイ	地域イベント「おおざいワッショイ」に参加し、小学生を対象にステージ及び法人会ブース（寺園公園内）で税金クイズを実施します。 “小学生あつまれ”
11月6日(仮)	ななせの里まつり	地域イベント「ななせの里まつり」に参加し、小学生を対象に法人会ブース（みどりマザーランド）で税金クイズを実施します。 “小学生あつまれ”
11月11日	街頭広報	街頭で税のPR活動を行います。 ティッシュと花の種を配布予定です。
11月14日	公開講演会	税を考える週間に毎年実施しています公開講演会を本年も開催致します。 時間 演題 未定 講師 弁護士 菊地 幸夫 氏

研修会や講演会につきましては、確定次第にお知らせしています。

大分法人会のホームページで御確認下さい。

《クイズの回答》

- 1 × 申告期限は死亡を知った日の翌日から10か月以内となっています。例えば1月6日に死亡したとすると11月6日が申告期限となります。
- 2 ○ 疾病の治療を行うものではありませんので原則対象外です。しかし、重大な疾病が発見され、引き続き治療を行った場合には医療費控除の対象となります。
- 3 × 納付先の自治体が5団体以内で、特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

事業所名	代表者氏名	所在地	業種
株式会社 N I C O b i t 迫設備	江田 田 梢 大 迫 本 男 岩 本 晶 大 本 次 大 道 道 中 蕨 良 目 尾 雄 伊 達 森 一 七 小 野 秀 小 野 秀 野 尻 賢 寺 平 晃 平 倉 治 灘 加 藤 三 加 藤 山 野 康 本 敬	金池町 2-1-3 6階 星和台 1-8-3 大字片島 750番地 六坊北町 4-5-2 花津留 1-3-2 生石 4-1-5 大手町 3-2-2-502 中尾 1036-9 大字小池原 1152-1 大分流通業務団地 1-3-6 大分流通業務団地 1-3-9 大字畑中宇永 868番地 9 大手町 2-1-10-502 大字政所字久保田 2316番地 2 中央町 2-9-23 大字豊饒 234番地 3 竹田市大字挾田 763番地 大字宮崎 1387-1 大字田原 634番地の 75	建設工事 管工 訪問介護 管工事 リフォーム 建設業 貸切バス業 社会保険労務士業 建築 土木業 サービス 旅館 ホテル 飲食業 洗濯業 業務員(事務営業販売) 清掃業 サービス業 不動産 石油製品小売業 家庭用圧巻機販売 パン製造小売

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成27年12月11日から平成28年4月15日受付まで)

～税理士はこんな仕事をしています～

- あなたの税務代理をします。
税金の申告、申請、請求、不服申立
- あなたの税務書類を作成します。
申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
- あなたの税務相談に応じます。
申告や主張、陳情、または申告書の作成に關しての相談
- 会計業務を行います。
財務書類の作成(決算書など)
会計帳簿の記帳代行(元帳、試算表などの作成)
財務に関する事務(立案、相談、公的機関や金融機関に届ける会計書類など)
- 税務調査の立ち会いをします。(税務代理)
- その他
・経営分析、経営指導・財産の管理・議事録などの整理
・融資申告の手續・税理士業務に付随して行なう社会労働保険の事務

納税者の信頼にこたえる
企業経営者のニーズにこたえる
社会の要請にこたえる



企業と暮らしのホームドクター
税理士 皆尾たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

(事務局) 南九州税理士会大分支部

大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル7F
電話 5 3 2 - 2 9 7 4



法人会のビジネスガード
Business Guard



世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

AIU損害保険株式会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

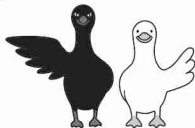
大分支店

〒870-0034 大分県大分市都町1-3-22 大分都町ビル2階
TEL.097-532-6102 FAX.097-532-8624
(受付時間:午前9時から午後5時まで 土・日・祭日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。
建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1



がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —
**ちゃんと応える
医療保険**

EVER
入院前後の通院も保障!

●契約年齢●
0歳～
満85歳
まで



新登場!!

心配な
「がん」の
備えに

— 法人会 —
**新「生きるための
がん保険」Days**

アフラック最新のがん保険、新登場!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院	白服入りから 入服5日以内	一律5日分	2.5万円
	入服6日目以降	1日につき	5,000円
手術	がんに対する切除・摘除・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき		20万円
	入院中の手術 1回につき	外来による手術 1回につき	5万円 2.5万円
放射線治療	入院しなくても 1回につき		5万円
入院前後の 通院	入院前も、通院後も 1日につき		3,000円

一生涯保障

■月払保険料【集団取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度 60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2014年9月22日現在

女性の方には「ちゃんと応える医療保険レディーズEVER」もあります。

【おまかせ】 ニーズに合わせて特約をプラス!

先進医療に
備えたい

総合先進医療特約

3年ごとに
3万円のお
祝い金

— 法人会 —

生年貯蓄特約

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新

診 断	一時金として	1回限り	がん 上皮 新生物	50万円 5万円
入 院	1日目から 日数無制限	1日につき		5,000円
通 院	三大治療のための通院は日数無制限 薬療法5日以内の通院なら日数無制限	1日につき		5,000円
手 術	一連の手術については14日間1回 回数無制限	1回につき		10万円
放射線	60日間1回 回数無制限	1回につき		10万円
抗がん剤	入院しなくても 治療を受けた月ごと	5万円	抗がん剤治療がん 薬療法5日以内	2.5万円

※Aプランの場合、抗がん剤治療給付金はご希望により取り外すことができます。

■プレミアムサポート 訪問面談サービス 専門紹介

※がん専門相談サービス(プレミアムサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。

■月払保険料【集団取扱】Aプラン 入院給付金日額5,000円 放射線治療なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新

契約時の年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

※(抗がん剤治療給付金)は、現在の年齢より10歳ごとに更新が必要となります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 2014年9月22日現在

女性の方には「新「生きるためのがん保険レディーズDays)」もあります。

【おまかせ】 ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの
先進医療に
備えたい

がん再発の
リスクに
備えたい

NEW

がん再発特約

がん再発の
リスクに
備えたい

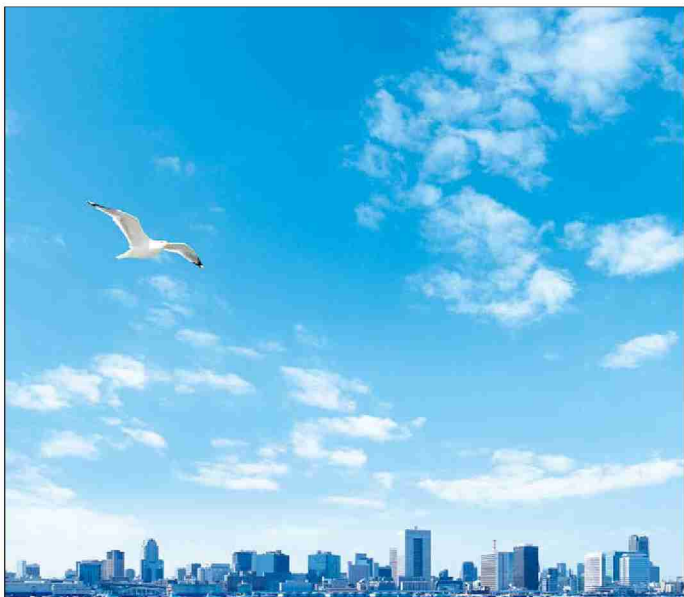
●医療保険「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき適用して1特約のみご契約いただけます。また、その他の特約の「契約の順序」が重要です。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認められた医療機関で、医療機関ごとに適用内容(対象となる疾患・治療)および実施する医療機関が設定されています。また、厚生労働大臣が認められた医療機関(指定医療機関)に限り見られます。●契約のみでの契約(総合先進医療特約)(生年貯蓄特約)(傷害賠償金受取特約)の申請受付はできません。●通院(返戻)は保険料率に実費がかかります。●商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引当保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

大分支社
〒870-0034 大分県大分市都町 1-2-19 大分都町第一生命ビル 7F
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の集客代理店が行います。 AFlac No.2014-0002 2014080



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



大分支社/大分市都町1-3-22 (大分都町ビル3F)
TEL.097-532-8278



大分支店/大分県大分市都町1-3-22 (大分都町ビル2F)
TEL.097-532-6102